

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反する行為に関する
事実の調査に関する訓令

平成4年7月13日

本部訓令第11号

改正 平成7年2月本部訓令第1号

平成15年12月本部訓令第12号

平成17年3月本部訓令第6号

平成26年3月本部訓令第4号

令和3年3月本部訓令第3号

令和6年3月本部訓令第2号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）の規定による命令（法第15条第1項の規定による命令を除く。以下同じ。）をするために行う法の規定に違反する暴力的要求行為その他の行為（以下「違反行為」という。）に関する事実の調査（法の規定による命令をするために行う法第33条第1項の規定による報告及び立入りを含む。以下「調査」という。）について、その手続その他必要な事項を定めるものとする。

2 調査については、他に特別の定めがある場合を除くほか、この訓令に定めるところによる。

(調査担当者の指名)

第2条 刑事部組織犯罪対策課長（以下「組織犯罪対策課長」という。）及び警察署長は、あらかじめ、所属職員のうちから適任者を調査担当者として指名しておくものとする。

2 生活安全部人身安全・少年課長（以下「人身安全・少年課長」という。）は、組織犯罪対策課長の意見を聴いて、あらかじめ、所属職員のうちから適任者を法第16条第1項の規定に違反する行為に関する事実の調査担当者として指名しておくものとする。

3 人身安全・少年課長及び警察署長は、第1項又は前項の規定により調査担当者を指名したときは、その旨を調査担当者指名報告書（第1号様式）により組織犯罪対策課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

第2章 急訴を受理した場合の手続

(急訴を受理した場合の手続)

第3条 調査担当者その他警察職員で現場近くにいる者は、違反行為に係る急訴を受理した場合には、直ちに違反行為の現場に臨場し、違反行為をした者、違反行為の相手方その他現場又はその付近に居合わせた者について、氏名、住所その他必要な事項の把握に努め、必要があると認めるときはこれらの者から事情聴取を行うものとする。

2 前項の規定により現場に臨場した警察職員は、調査担当者が調査を行うため必要があると認めるときは、無線等により警察署長の指揮を受けた上、前項に規定する者に対し、調査担当者が当該現場に臨場するまで待機を求め、又は警察署その他の警察施設に同行を求めるものとする。ただし、口頭で中止命令（法第11条第1項、第18条第1項又は第30条の規定による命令をいう。以下同じ。）を行うときは、この限りでない。

3 中止命令を行うに当たっては、警察署長の指揮を受けなければならない。

4 警察署長は、中止命令を行った場合には、組織犯罪対策課長を経由して警察本部長に報告するものとし、組織犯罪対策課長は、中止命令以外の法の規定による命令の要件に該当するかどうかについて調査するため、第7条第3項及び第8条に定める手続を進めるものとする。

(現場臨場報告書)

第4条 前条第1項の規定により現場に臨場した警察職員は、その状況を明らかにした現場臨場報告書（第2号様式）を速やかに作成し、警察署長に報告するものとする。

(現場において逮捕した場合の措置)

第5条 第3条の規定にかかわらず、警察職員が、急訴に係る違反行為をした者を現場において現行犯逮捕し、又は緊急逮捕した場合においては、捜査員は、捜査手続を進めるものとする。この場合において、調査担当者は捜査により得られた資料で法の規定による命令に必要と認められるものの提供を捜査員に求め、当該資料のみに基づいては法の規定による命令の要件に該当するかどうか判断することができないときは、更に必要な補充調査を行うものとする。

第3章 相談等を受理した場合の手続

(相談等の受理の窓口)

第6条 組織犯罪対策課長及び警察署長は、あらかじめ、所属職員のうちから適任者を暴力団員による不当な行為（犯罪を含む。）に係る相談、届出等（以下「相談等」という。）を受理する相談担当者として指名し、当該受理の窓口を一本化するものとする。

- 2 警察署長は、前項の規定により相談担当者を指名したときは、その旨を相談担当者指名報告書（第3号様式）により組織犯罪対策課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

（相談等を受理した場合の手続）

第7条 警察署の相談担当者は、相談等を受理したときは、別に定める受理手続に従って処理するものとする。ただし、当該警察署長は、中止命令の要件に該当し、かつ、犯罪に該当すると認めるときは、速やかに組織犯罪対策課長を経由して警察本部長に報告するとともに、次条第1項に定めるところにより、調査又は捜査のいずれを行うべきかの振り分けを行うものとする。

- 2 刑事部組織犯罪対策課の相談担当者は、相談等を受理したときは、組織犯罪対策課長に速やかに報告するものとする。
- 3 前2項の規定により報告を受けた組織犯罪対策課長は、中止命令以外の法の規定による命令の要件に該当し、かつ、犯罪に該当すると認めるときは、次条第1項に定めるところにより、調査又は捜査のいずれを行うべきかの振り分けを行うものとする。この場合において、組織犯罪対策課長は、警察署長から受けた報告が少年に係る相談等に係るものであるときは、人身安全・少年課長と連携を図るものとする。
- 4 生活安全部人身安全・少年課の職員は、少年相談その他少年警察活動を通じて法第16条第1項の規定に違反すると認められる行為を認知したときは、人身安全・少年課長に速やかに報告するものとする。
- 5 前項の規定により報告を受けた人身安全・少年課長は、組織犯罪対策課長と連携を図り、法第18条の規定による命令の要件に該当し、かつ、犯罪に該当すると認めるときは、次条第1項の規定により、調査又は捜査のいずれを行うべきかの振り分けを行うものとする。この場合において、調査を行おうとするときは、調査担当者は、刑事部組織犯罪対策課と連携を図り、次章に定める措置を行うものとする。

（調査又は捜査の振り分けの基準）

第8条 前条第1項、第3項又は第5項の規定により調査又は捜査のいずれを行うべきかの振り分けを行うに当たっては、次に掲げる場合には、捜査に先行して調査を行うものとする。ただし、調査と捜査を並行して行うべき特別の事情がある場合には、この限りでない。

- (1) 調査に先行して捜査を行ったのでは、違反行為を適切かつ迅速に防止することがで

きないと認められるとき。

(2) 相談等の申出人が法の規定による命令を行うことのみを求めたとき。

(3) その他捜査に先行して調査を行う必要があると認めるとき。

2 前項の規定により、捜査に先行して調査を行うこととした場合には、捜査に支障を及ぼさないように、できる限り迅速に行わなければならない。

第4章 調査の方法

(事情聴取)

第9条 調査担当者は、山梨県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が法第33条第1項の規定により報告を求める場合のほか、必要があると認める場合には、違反行為の現場、警察署その他の場所において、違反行為をした者、違反行為の相手方又は参考人から事情聴取を行うものとする。

2 調査担当者は、前項の規定により事情聴取を行った場合には、事情聴取書（第4号様式）を作成し、これを供述者に閲覧させ、又は供述者に読み聞かせて誤りのないことを確認した上、供述者に署名押印を求めるものとする。この場合において、供述者が署名押印を拒んだときは、当該事情聴取書にその旨記載するものとする。

3 調査担当者は、前項の規定にかかわらず、供述者が事情聴取書の作成を拒んだとき、違反行為の現場において事情聴取を行った場合で事情聴取書を作成するいとまがないときその他事情聴取書を作成することができないときは、事情聴取報告書（第5号様式）を作成するものとする。

(物件の提出要求)

第10条 調査担当者は、公安委員会が法第33条第1項の規定により資料の提出を求める場合のほか、必要があると認める場合には、書類その他の物件を所持している者に対し、当該物件の提出を求めるものとする。

2 調査担当者は、前項の規定により物件の提出を受けた場合には、提出物件目録（第6号様式）を作成し、その写しを提出者に交付するものとする。

3 調査担当者は、前項の物件の所有者がその所有権を放棄する旨の意思を表示したときは、所有権放棄書（第7号様式）の提出を求めるものとする。

4 調査担当者は、第2項の物件を還付するに当たっては、提出物件還付請書（第8号様式）と引換えに行うものとする。

(検証)

第11条 調査担当者は、公安委員会が法第33条第1項の規定により立入検査を行う場合のほか、必要があると認める場合には、違反行為の現場その他の場所又は物件について、正当な権限を有する者の承諾を受けて検証を行うものとする。

2 調査担当者は、前項の規定により検証を行った場合には、検証記録書（第9号様式）を作成するものとする。

（総括報告書）

第12条 調査担当者は、調査の結果、法の規定による命令の要件に該当すると認めたとき又は該当しないと認めたときは、総括報告書（第10号様式）を速やかに作成し、組織犯罪対策課長（第2条第2項の規定により指名された調査担当者にあつては、人身安全・少年課長を通じて組織犯罪対策課長）又は警察署長に報告するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、口頭で組織犯罪対策課長又は警察署長の指揮を受けて法の規定による命令をした後に、総括報告書を速やかに作成して報告するものとする。

第5章 雑則

（書類の保管）

第13条 調査に関して作成した書類（命令書の写しを含む。）は、簿冊に編てつし、中止命令の要件に該当するかどうかについて調査した場合にあつては警察署、中止命令以外の法の規定による命令の要件に該当するかどうかについて調査した場合にあつては刑事部組織犯罪対策課において保管するものとする。

2 警察署長は、中止命令を行った場合には、当該中止命令に係る前条の総括報告書の写し及び中止命令書の写しを組織犯罪対策課長に送付し、組織犯罪対策課長は、これらの書類を簿冊に編てつして保管するものとする。

附 則

この訓令は、平成4年7月13日から施行する。

附 則（平成7年2月27日本部訓令第1号）

この訓令は、平成7年3月1日から施行する。

附 則（平成15年12月5日本部訓令第12号）

この訓令は、平成16年1月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日本部訓令第6号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月19日本部訓令第4号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月15日本部訓令第3号）抄

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和6年3月1日本部訓令第2号）

この訓令中第2条、第5条、第7条、第10条、第13条、第16条及び第17条の規定は令和6年3月15日から、第19条の規定は同年3月22日から、第1条、第3条、第4条、第6条、第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第15条、第18条及び第20条の規定は同年4月1日から施行する。

様式略